

文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

(2) 文化庁の予算及び組織について

令和5年度文化庁予算においては、文化芸術のグローバル展開・DXの推進・活動基盤の強化、「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進、文化振興を支える拠点としての博物館活動や地域の文化観光の推進への支援など、対前年度1億円増の1,077億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、Living History（生きた歴史体感プログラム）事業などを通じて、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

加えて、令和4年度補正予算として、統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業（アートキャラバン2）、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を提供する取組の支援、コロナ禍で打撃を受けた地域固有の伝統行事等に対する伝承のための支援、国立劇場再整備のための経費など、総額713億円を計上しました。

(3) 文化庁の京都移転に係る取組について

令和5年3月27日、文化庁長官をはじめ、京都の新しい文化庁での業務を開始しました。大型連休明けの5月15日には、移転予定の職員の大半が移転することを目指し、現在準備を進めています。

文化庁が京都に移転することは、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用などをはじめとする、新たな文化行政の展開を進める上で大きな契機になるものと考えています。

引き続き、移転を着実に進めるとともに、文化庁の京

文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

(1) 文化芸術推進基本計画について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

令和5年3月24日、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とする「第2期文化芸術推進基本計画」を閣議決定しました。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

都移転を契機に、我が国の文化行政の更なる強化が図られるよう取り組んでまいります。

博物館・劇場等の振興

(1) 博物館の振興

① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、社会の変化も踏まえ、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問が行われ、本諮問を受けて、文化審議会において「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

本答申では、博物館の基本的な機能の充実とともに、これからの博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化への対応の必要性が示され、新しい博物館登録制度の方向性が提言されました。

文化庁において、こうした議論を踏まえながら、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、求められる役割を果たしていくための規定整備を目的とし、博物館法の改正に取り組み、国会で可決されました。

また、令和4年8月には、プラハでICOM大会が開催され、博物館の新定義が採択されました。新定義には「多様性」「持続可能性」「誰もが利用でき」など、現代の博物館に求められる理念と活動を示す概念が盛り込まれました。

博物館法の改正とICOM新定義策定という大きな転機を受け、文化庁では、より一層の博物館の振興を図るため、改正博物館法の概要や博物館についての情報をまとめた「博物館総合サイト」を令和4年12月に開設し、博物館と法制度が広く一般に親しまれるようプロモーション活動を展開しています。また、技術進歩、災害の多発、学びの多様化など、様々な側面から博物館資料のデジタル・アーカイブ化やDXによる業務効率化が求められており、これを推進するため「博物館DXに関する検討会議」を設置し、当該議論を進めています。

② 国立美術館・博物館における取組

i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館（東京国立近代美術館

（本館・国立工芸館）、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館）が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。令和5年3月には新たな芸術文化振興の拠点として国立アトリサーチセンターを設置しました。

ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館（東京・京都・奈良・九州）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。同機構では、国宝・重要文化財を含めて約13万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した展示とともに、本部に設置された文化財活用センターでは、企業と連携して文化財の複製品やVR等の先端技術を用いた体験プログラムの開発等の取組を通じて、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。また同じく本部に設置された文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組みます。

iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

令和5年度は、研究者による研究活動や展示を解説する動画の公開、各SNSによるタイムリーな情報発信を行う

とともに、学校と博物館の連携を強化するために、地域博物館と連携協働した「教員のための博物館の日」に関する事業を昨年度に引き続き実施します。

iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

令和5年度が開館10周年の文化庁国立近現代建築資料館では、我が国の重要な近現代建築資料の劣化、散逸、海外流出を防止するため、所在情報等の調査、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、年2回の展覧会を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。(詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>)

(2) 劇場・音楽堂等の振興

① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

② 国立の劇場における取組

国立劇場(国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ)は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。更に、国立劇場本館が開場から50年以上経過し老朽化が進んでいることから、伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点として機能強化を図るべく、令和11年度中の再開場を目指して再整備に向けた取組を進めています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸

術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

文化財の保存と継承

(1) 文化財保護を巡る近年の動向

文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、令和4年度から「文化財の匠プロジェクト」(令和3年12月文部科学大臣決定)に基づき、修理技術者、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と計画的な保存・継承の取組を推進しています。

また、「文化財の匠プロジェクト」については、文化審議会から、本プロジェクトの充実を含む「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について」答申があったことを踏まえ、令和4年12月に改正し、内容の充実を図ったところです。

重点的な取組内容として追加した点は、

- ① 文化財修理に不可欠な原材料について、リスト化・公表し、生産支援を通じて安定供給につなげていくことのほか、伝統的な和紙などについては文化財建造物の修理機会においても需要を創出していくこと
- ② 文化財保存技術に係る人材に関して、選定保存技術の保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進すること、選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与することや、中堅・若手の技術者を対象に新たに表彰制度を創設すること
- ③ 適正な周期で修理するための事業規模の確保に関して、文化財類型に応じた必要な事業規模を漸次確保していくことに加えて、長期的な修理需要予測調査を実施することや、必要な事業規模・予算を確保した上で、多様な資金調達の活用も図っていくことなどとなっております。

(2) 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活

用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和5年3月末現在、44道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定文化財を含む 域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が文化庁長官の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・市のみならず認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和5年3月末現在、96市町で作成され、文化庁長官の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。



(3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、

重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。



大徳寺方丈及び玄関 屋根解体中（写真提供：京都府）



重要文化的景観「緒方川と緒方盆地の農村景観」（写真提供：豊後大野市）（令和5年3月20日選定）



重要無形文化財「尺八」保持者：野村峰山
(令和4年10月31日認定)



国宝（建造物）「勝興寺本堂」
(写真提供：高岡市教育委員会) (令和4年12月12日指定)



史跡「鎌倉街道上道」
(写真提供：毛呂山町) (令和4年11月10日指定)

(4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、令和5年度からは、労働者不足や機材の

高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図るため、様々な分野で導入されている最新技術の発掘調査現場での導入のために必要な調査研究を行います。

埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な実施に関する様々な課題を第三専門調査会で検討し、令和4年7月に「これからの埋蔵文化財保護の在り方について」(第一次報告書)をまとめました。報告では、重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項として、指定相当の埋蔵文化財のリストの作成と公表が示されており、現在、地方公共団体の意見聴取等を行いながら、リストの作成に向けた取組を進めています。

水中に存在する埋蔵文化財(水中遺跡)については、現在約400か所確認されていますが、調査や活用のノウハウを有する地方公共団体が少なく、国内の先行事例は乏しい状況にあります。そのため、地方公共団体との連携によるパイロット事業の実施を通じ、水中遺跡の保存活用を推進するためのモデル創出を行います。加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備の整備を図ることによって、地域活性化を促進します。

(5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。引き続き壁画の保存管理を行いながら、施設内に保管している壁画の公開を実施します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館 四神の館(しじんのやかた)」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開をすすめます。

(6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一

一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和5年1月に「佐渡島（さど）の金山」の推薦書正式版をユネスコに提出したところであり、登録に向け、引き続き取り組んでいきます。今後も、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和4年11月には、我が国が提案していた「風流踊（ふりゅうおどり）」が無形文化遺産の代表一覧表に記載されました。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

(7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受け、国宝・重要文化財の管理状況等を調査した結果、多くの施設で消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この調査結果を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成し、文化財の総合的な防火対策の検討・実施を促進しています。なお、令和3年12月には当該ガイドラインを反映した「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」を策定し、必要な防災施設について明示しました。

また、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日大臣決定）を策定し、世界遺産や国宝を対象に重点的な補助を行っています。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に文化財の防火対策及び耐震対策を盛り込み、文化財を災害から守るために欠かせない防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

(1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資する文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

文化観光の推進

(1) 文化観光推進法について

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和5年1月現在、本法に基づき、45件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。